

協議趣旨

厚生労働省が定める地域医療対策協議会運営指針の「医師の確保を特に図るべき区域における医師確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項」に基づき、協議を行うもの。

国の方針

令和6年度の人数については、文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長より「令和2年度から令和5年度までと同様令和元年度の人数を超えない範囲で設定すること」と示されている。

県の方針（案）

国の方針並びに県内の医師不足の現状を考慮し、令和6年度の臨時入学定員（地域枠）については

現状の定員数 **7名** を維持することとしたい。

〈参考〉

	R2	R3	R4	R5
地域枠定員	7名	7名	7名	7名